

卓越研究員事業について (研究機関向け)

平成30年 1月31日

文部科学省 科学技術・学術政策局
人材政策課 人材政策推進室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

本日の説明内容

1. 事業の全体像とこれまでの実績等

2. 各論

- ①研究機関からのポスト提示
- ②ポストの一覧化公開
- ③申請者（研究者）の要件
- ④卓越研究員候補者の選考方法等
- ⑤当事者間交渉
- ⑥「卓越研究員としての決定」及び「補助金による支援」
- ⑦取組のフォローアップ

本日の説明内容

1. 事業の全体像とこれまでの実績等

2. 各論

- ①研究機関からのポスト提示
- ②ポストの一覧化公開
- ③申請者（研究者）の要件
- ④卓越研究員候補者の選考方法等
- ⑤当事者間交渉
- ⑥「卓越研究員としての決定」及び「補助金による支援」
- ⑦取組のフォローアップ

背景・趣旨

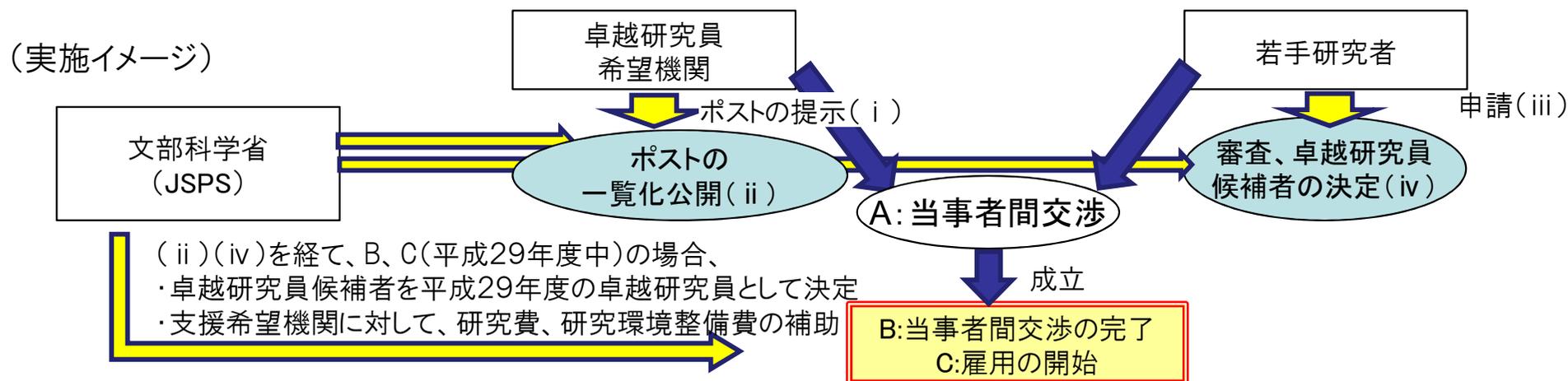
- ▶ 若手研究者が、任期付き雇用など不安定な雇用によって、新たな研究領域に挑戦し、独創的な成果を出すことができるような環境に置かれていない。
- ▶ 博士号を取得し、高度な専門性を持つ研究者が産学官のセクター間を超えて十分に活躍できておらず、世界規模での急速な産業構造変化への対応が困難な状況。
- ▶ 特に国立大学については、「国立大学経営力戦略」等に基づく自己改革を基盤として、若手研究者が活躍できる環境整備が求められている。

卓越研究員事業の狙い

- ・ 新たな研究領域に挑戦するような若手が安定かつ自立して研究を推進できる環境を実現
- ・ 全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを開拓

概要

- 研究領域：自然科学、人文・社会科学の全分野
- 人数：100名程度(平成30年度新規分)
※平成29年度は申請者517名に対して70名を卓越研究員に決定(平成29年11月末現在)
- 受入機関：国公立大学、国立研究開発法人、民間企業等
- 支援内容：研究費：年間6百万円(上限)／人(2年間)
 (希望機関) 研究環境整備費：年間2～3百万円(上限)／人(5年間)
※人文・社会科学系は、それぞれ3分の2程度の額を支援予定



平成29年度卓越研究員決定者数一覧（研究機関別）（平成29年11月末時点）

	機関名	卓越研究員数
1	東北大学	2
2	山形大学	2
3	茨城大学	1
4	筑波大学	2
5	群馬大学	3
6	埼玉大学	2
7	東京大学	7
8	東京工業大学	1
9	電気通信大学	1
10	横浜国立大学	1
11	新潟大学	1
12	長岡技術科学大学	1
13	金沢大学	6
14	信州大学	1
15	岐阜大学	1
16	京都大学	5
17	京都工芸繊維大学	2

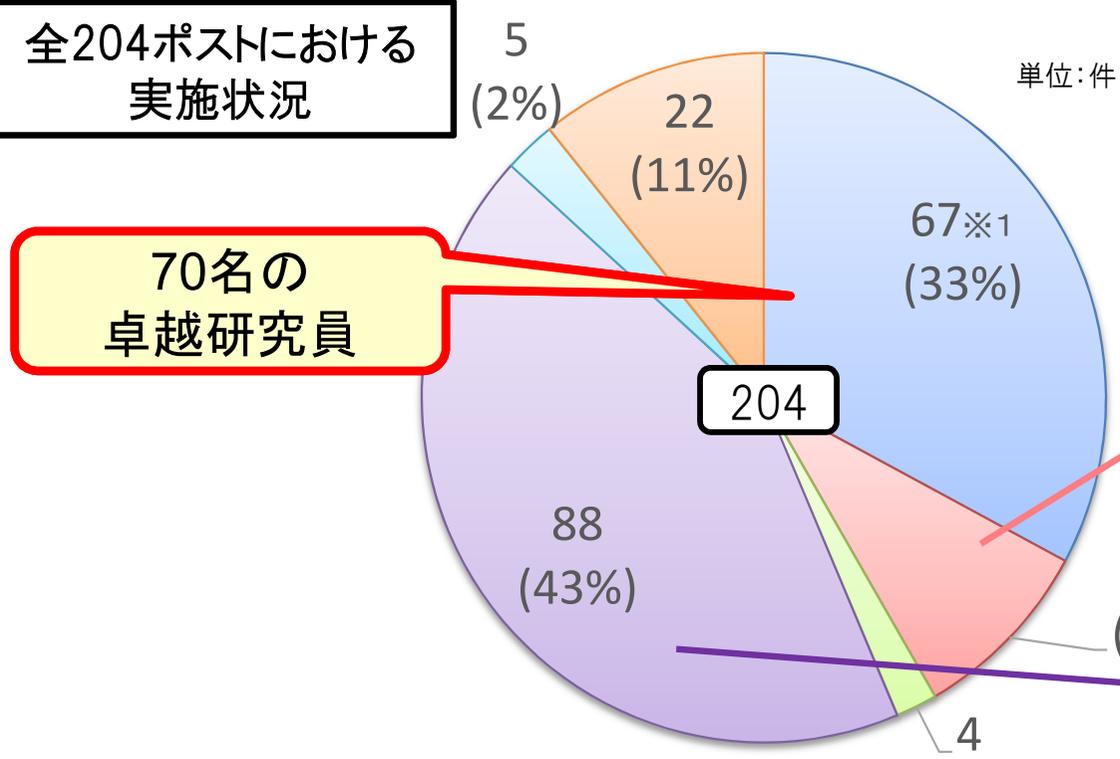
	機関名	卓越研究員数
18	大阪大学	1
19	神戸大学	2
20	島根大学	1
21	広島大学	1
22	長崎大学	1
23	熊本大学	3
24	奈良先端科学技術大学院大学	1
25	大阪市立大学	1
26	大阪府立大学	2
27	聖路加国際大学	1
28	順天堂大学	1
29	産業技術総合研究所	4
30	物質・材料研究機構	2
31	理化学研究所	3
32	日本原子力研究開発機構	4
33	株式会社ユーグレナ	1
34	株式会社HIROTSUバイオサイエンス	1
35	日本製粉株式会社	1

計 70名（35機関）

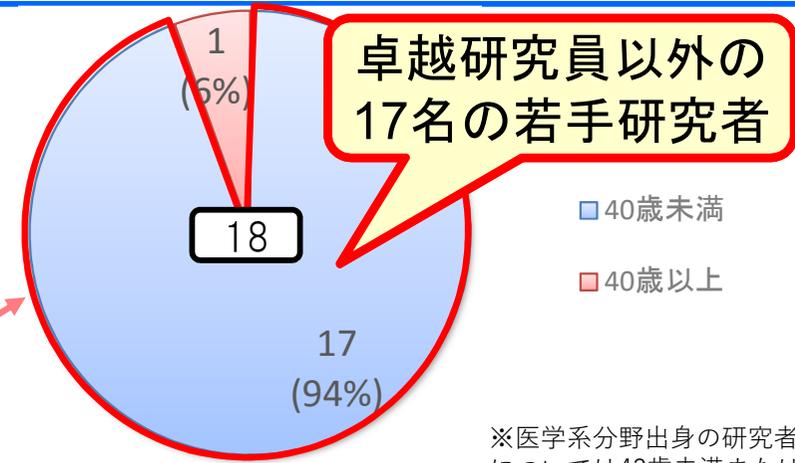
平成29年度における卓越研究員事業の実施状況（平成29年11月末時点）

平成29年度卓越研究員事業の実施状況について、
 ○本事業により一覧化公開されたポストにおいて、安定かつ自立した研究環境を得た者70名を「卓越研究員」として決定したところ。
 ○一方、平成29年度にポストの一覧化公開をした各研究機関においては、現時点で調整中のポストに加えて、「卓越研究員」ではないものの、若手研究者を採用又は今後採用を予定しているポストあり（卓越研究員候補者以外の若手研究者を受け入れたポスト17件、今後若手研究者を受け入れる可能性があるポスト35件など）。

全204ポストにおける
実施状況

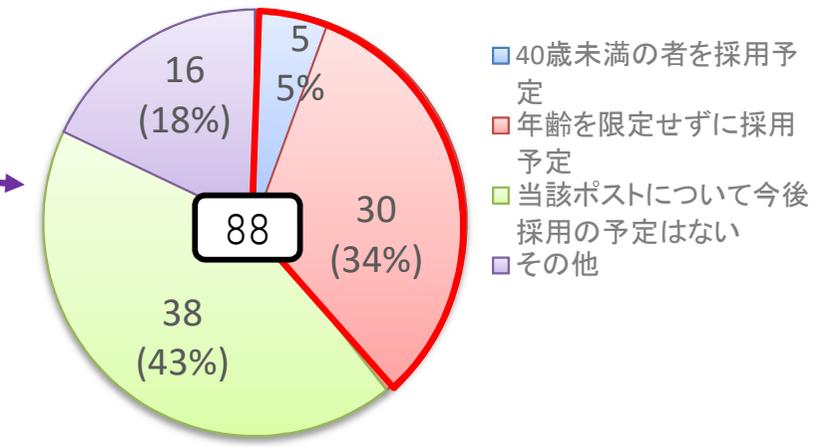


70名の
卓越研究員



卓越研究員以外の
17名の若手研究者

※医学系分野出身の研究者については43歳未満または43歳以上と読替



- 卓越研究員候補者を内定者とした
- 卓越研究員候補者以外の者を内定者とした
- 現在も卓越研究員候補者と当事者間交渉を継続中
- 研究者は受け入れていない
- その他
- 不明(未回答)

※1
1ポストにつき2名決定したポストが3件あるため、決定者は70名

事業の実施状況

若手研究者のポスト創出

- ✓卓越研究員として決定したポストに加え、卓越研究員候補者ではないものの、若手研究者の受け入れを決定していること、今後若手研究者を受け入れる可能性があるポストがあることから、若手研究者のポスト創出に一定程度の効果が見られる。

新たなキャリアパスの構築

○民間企業へのキャリアパス

- ✓民間企業へ決定した者は3名と決定者の4%であり、1割に満たない状況。

○ポスト-若手研究者間の研究分野のミスマッチ

ポストと若手研究者間において研究分野の限定によるミスマッチが顕在化。

- ✓一覧化公開ポスト提示機関へのアンケートからは、卓越研究員候補者を内定者とするかどうかについて、「専門分野が合致」を挙げる割合が多い。
- ✓卓越研究員候補者へのアンケートからは、「研究分野を過度に限定するポストが多かった」との回答が多かった。

平成30年度の事業実施の方向性

- ・これまでポスト提示は1回きりとしていたが、複数回提示可能とし、分野の多様化など、ポストの増加を図ることで、申請者数の確保に繋げる。
 - ・卓越研究員事業の理解度を高めるため、説明会の回数を増加。
 - ・海外機関に所属する若手研究者への広報も含め、若手研究者への周知機会を増加。
- などの制度改善を検討。

平成30年度公募における前年度（平成29年度）公募からの主な変更点

（1）ポスト提示期間の柔軟化（P.7、II.3 関係）

- ・より自由な当事者間交渉を可能にすることに加えて、より若手研究者にとって多くの魅力的なポスト提示を可能とするため、ポスト提示期間を柔軟化。
- ・具体的には、昨年と同様、2月26日（月）までに申請されたポストを3月上旬に一覧化公開するが、そのうち、4月6日（金）までポスト申請を受け付け、随時追加で公開すること。
- ・加えて、4月6日（金）までにポストを提示した機関においてのみ、12月末まで随時ポストの修正・追加を可能とすること。

（2）ポストの分野の大括り化（P.73、研究機関_様式2 関係）

- ・若手研究者が自分の専門分野を超えて新たなキャリアパスに挑戦する機会を増加させるため、研究機関が提示するポストの分野を大括り化。
- ・具体的には、申請書様式に記載する分野を大分類までにするるとともに、分野未指定や複数分野の指定を可能にすること。（ただし、キーワードの記載は可能。）

平成30年度公募における前年度（平成29年度）公募からの主な変更点

（3）申請者（若手研究者）の申請書の見直し（P.79-92、研究者_様式

1. 研究者_様式別紙1及び研究者_様式2関係）

- ・研究機関がより多様な視点で当事者間交渉する若手研究者を探せるようにするため、様式1別紙に、研究機関に対するアピールポイントに関する項目を追加すること。
- ・様式2に関する記載内容を整理・簡素化すること。
- ・若手研究者の申請を促すため、卓越研究員候補者の審査に当たっての評価書（昨年度における研究者_様式3）を不要とすること。

（4）申請者情報の研究機関への提供（P.9、II.5.（3）関係）

- ・当事者間交渉において研究機関及び若手研究者の交渉をより活性化するため、卓越研究員候補者の決定前に、同意があった申請者に限り、その情報の一部（研究者_様式1、研究者_様式1別紙）を提供すること。

（5）研究環境整備費の取扱いの柔軟化（P.10-11、II.7 関係）

・より多様で多くの若手研究者の活躍促進を進める観点から、研究機関に支給する研究環境整備費の金額を変更するとともに、以下の場合に研究環境整備費の取扱を柔軟化すること。

- ①日本国外の研究機関に所属していた若手研究者を卓越研究員として受け入れた場合
- ②クロスアポイントメントにより卓越研究員を採用した場合
- ③一覧化公開したポストに卓越研究員候補者以外の他機関所属の若手研究者を受け入れた場合

卓越研究員事業の実施プロセス（平成30年度公募）①

研究機関

文部科学省

日本学術振興会（JSPS）

若手研究者
（申請者/申請予定者）

平成30年1月26日～4月6日

①研究機関がポストを提示
※2月26日までに提示すれば3月上旬に公開

1月31日：研究機関向け公募説明会

3月上旬（予定）
※その後も随時追加公開

②ポストの一覧化公開

3月26日～4月26日

③若手研究者が
「卓越研究員」に申請

5月初旬

④機関に申請者情報連絡

3月中旬～4月中旬：
申請者向け公募説明会（東京2回、関西1回、九州1回）

当事者間交渉（事前連絡）（※）

当事者間交渉（事前連絡）

当事者間交渉（事前連絡）

5月～6月

⑤審査、
候補者決定

7月初旬

⑥機関に候補者リスト連絡

7月初旬

⑥申請者に採否の通知

⑦当事者間交渉

7月上旬～9月

当事者間交渉（※）

⑦当事者間交渉

卓越研究員決定、
研究費・研究環境整備費の支援
（交渉が完了した支援希望機関に対して）

※当事者間交渉（事前連絡を含む）、は、各研究機関と、申請者又は卓越研究員候補者が自由に交渉。いずれの場合にも、各機関は、公正で透明性の高いプロセスを経て選考。

<卓越研究員の活躍フィールド>

国公立大学、国立研究開発法人、民間企業等

※前年度からの変更事項

○ポスト提示期間の柔軟化

- ・昨年と同様、2月26日（月）までに申請されたポストを3月上旬に一覧化公開するが、そののち、4月6日（金）までポスト申請を受け付け、随時追加で公開すること。
- ・加えて、4月6日（金）までにポストを提示した機関においてのみ、12月末まで随時ポストの修正・追加を可能とすること。

○事前連絡への活用のための申請者情報の研究機関への提供

- ・研究機関に対し、卓越研究員候補者の決定前に、同意があった申請者に限り、その情報の一部（研究者_様式1、研究者_様式1別紙）を提供すること。

本日の説明内容

1. 事業の全体像とこれまでの実績等

2. 各論

- ①研究機関からのポスト提示
- ②ポストの一覧化公開
- ③申請者（研究者）の要件
- ④卓越研究員候補者の選考方法等
- ⑤当事者間交渉
- ⑥「卓越研究員としての決定」及び「補助金による支援」
- ⑦取組のフォローアップ

- 各研究機関において、公募要領に示す要件に合致する提示ポストを決定していただき、申請書類（研究機関_様式1及び研究機関_様式2）を**電子申請システムに入力**して提出してください。
- **平成30年2月26日（月）**までに提示した場合、**3月上旬に一覧化公開**します。
- そののち、4月6日（金）までポスト提示を受け付け、随時確認して一覧化公開します。
- 4月6日（金）までにポスト提示した研究機関は、平成30年12月までの間、随時、ポスト情報の修正及び追加ポストの申請が可能です。
- 文部科学省は、主に、研究分野や、研究環境等の形式的な要件に関する適合性を確認
- 当該ポストで推進できる研究内容やキャリアパス、処遇など、ポストの魅力については、申請者（研究者）が判断

※前年度からの変更事項

- ・ 研究機関がポストを提示する際、研究機関_様式2 関係について、ポストの分野の大括り化をするとともに、分野未指定や複数分野の指定を可能にすること。
- ・ ポストの提示期間を柔軟化

研究機関の要件

- ・大学
- ・高等専門学校
- ・大学共同利用機関
- ・国立研究開発法人
- ・公設試験研究機関
- ・日本国内に法人格を有する企業等（研究開発活動を行っていること）

※補助金による支援を希望する機関においては、研究不正への防止・対応体制が構築されていることが必要。

※前年度からの変更事項

- ・特にありません。

研究分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

雇用形態

提示対象となるポストは、各研究機関の長（学長等）のリーダーシップの下、以下の形態で原則年俸制を適用した上で、雇用するものであること

- **テニュアトラック制**又は**これと同趣旨の公正で透明性が高く、安定性の高い人事システム**での雇用。なお、研究機関が策定・公表する規程等に基づき、上位職（教授相当）の全員に再任回数のある任期制を適用している機関においては、当該ポストでの雇用も可。
- **任期の定めの無い雇用。**

※企業においては、その業務特性を踏まえて、任期や職位・職責等を設定することも可能。

※前年度からの変更事項

・特にありません。

(Q) 申請の時点では、テニユアトラック制の規程が整備されていないが、テニユアトラック制での雇用として申請して問題ないか。

(A) 申請時点では、必ずしもテニユアトラック制が整備されていなくても、問題ありません。しかしながら、遅くとも当事者間交渉（事前連絡を含む）の開始段階では、テニユア審査基準の概要を候補者（事前連絡の場合は申請（予定）者）に明示し、雇用開始の段階では、規程の整備が完了している必要があります。

(Q) テニユアトラック制と同趣旨の公正で透明性が高く、安定性の高い人事システムでの雇用とは、具体的にはどのような態様であればよいのか。

(A) ①機関外審査委員、若しくは、少なくとも機関本部の者が審査に携わること、②一定の期間の確実な雇用の確保と将来の見通しがつくことが必要です。そのため、例えば、以下のような雇用形態は要件に合致しないものと考えています。

- ✓ 期限付きの競争的研究プロジェクト（例えば、3年間の時限プロジェクト）の資金により人件費が措置され、当該プロジェクトの終了とともに、雇用契約が終了し、その後、再度雇用する見込みがない場合
- ✓ 雇用契約の任期が短く（1年間など）かつ再任回数が限定されている場合
- ✓ 派遣労働契約に基づき、当該研究機関以外で研究活動を行う場合

具体的には、本事業の趣旨を踏まえ、個別の研究機関の実態に即して個別に判断します。任期や再任回数に制限があることがやむを得ない場合であっても、機関において雇用の確保と将来の見通しを示す研究環境が最大限確保（例：10年程度の雇用の確保等）されれば、要件に合致するものと認める場合があります。

なお、提出された資料をもとに、要件の適合性が判断できない場合には、個別に追加の資料を求める場合があります。

研究環境

- ① 卓越研究員が、**研究責任者若しくは若手研究責任者として、研究テーマを自ら設定し、研究を遂行できるよう、自立的な研究環境を構築**すること。

例：メンターの配置、研究資金の措置、研究支援体制の充実、研究スペースの確保、共用機器の配置、主任指導教員としての大学院生の研究室への配置等

- ② **研究活動に関するエフォートが50%以上**であること。
(50%以上の範囲内で、研究機関の特性に応じて70%や80%などに設定することも可)

※卓越研究員は、全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍することが期待されており、各研究機関において、クロスアポイントメント制度等を積極的に活用していくことが望まれます。

※企業においては、業務特性を踏まえて、任期や職位・職責等を設定することも可能。

※前年度からの変更事項

- ・特にありませんが、クロスアポイントメント制度等（特に大学と企業など異なる機関種間）の積極的な活用が望まれます。

(Q) 「b(提示対象となるポストの研究分野等)、c(研究環境)の要件については、その特性を踏まえて、任期や職位・職責等を設定することを可能とします。」とあるが、具体的には、どのような職位・職責等を設定することが可能なのか。

(A) 独立した研究室を設けることや個人研究であることを必ずしも求めませんが、卓越研究員本人が一定の研究テーマを設定し、グループの中心として活躍することが可能となるポストであることが必要です。

- 本事業においては、若手研究者が全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍することが期待されるため、クロスアポイントメント制度等を活用したポスト提示を推奨します。

(参考)

- クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点（平成26年12月26日
経済産業省産業技術環境局、文部科学省高等教育局）
- 産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（平成28年11月30日
イノベーション促進産学官対話会議事務局）
2. （4－1）クロスアポイントメント制度の促進

- 各研究機関より提出していただいた申請書類（様式2）の記載内容については、文部科学省及び日本学術振興会（JSPS）のホームページを通じて、要件を満たすポストを一覧化し、公開します。（平成30年3月上旬を目途に一覧化公開後、その後も随時一覧化公開）
- 文部科学省は、主に、分野や、研究環境等の形式的な要件に関する適合性を確認します。なお、提出された資料をもとに、要件の適合性が判断できない場合には、個別に追加の資料を求める場合もありますので、ご協力願います。
- 各ポストに関する詳細な情報については、原則として、日本語と英語の双方で、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運営するJREC-IN Portal（<https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekTop>）に登録するか、各研究機関のHP等（もしくは両方）において公開してください。

※前年度からの変更事項

- ・ポスト提示期間の柔軟化による、ポストの一覧化公開タイミングの追加。

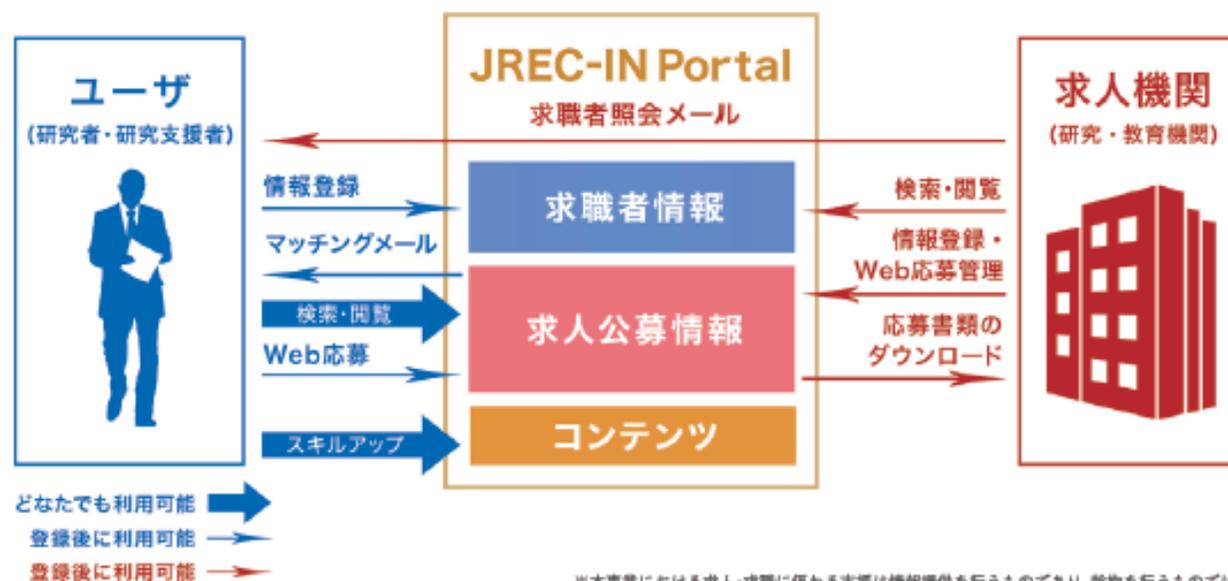
□ JREC-IN Portalへの登録については、公募要領に添付の(参考2)に従い、文部科学省への申請に先立って、情報を登録してください。



登録求人機関向けの充実サポート機能

- 求人公募情報の登録・掲載
- Web応募管理
- 求職者情報(匿名)の検索・閲覧
- 求職者照会メールの送付等

求職者と求人機関の情報マッチングを支援



平成29年3月～6月で
約18万回アクセス(※)

※平成28・29年度公募の卓越研究員事業においては、約6割超の研究機関がJREC-INを活用。
※平成28年度公募の卓越研究員事業における面接対象者へのアンケート結果によると、その約3割がJREC-INを活用と回答。(N=229、複数回答可)

産学官の多様な研究機関において活躍しようとする若手研究者のうち、申請者（研究者）は、以下の要件を全て満たしていることが必要。

a. 学位取得等：次の①から③の要件を全て満たす者

- ① **博士の学位を取得**又は博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上、退学した者（いわゆる「満期退学者」）。
- ② **平成31年4月1日現在、40歳未満**（ただし、臨床研修を課された医学系分野においては43歳未満）の者。なお、出産又は育児により、合計3か月以上の間、研究を中断した者（性別を問わない）については、個別の事情に応じ、1～2年程度、年齢要件について配慮します。
- ③ 直近の5年間（2013年度以降）に研究実績（博士号取得者は博士論文を含めてもよい）があること。

b. 国籍は問わない

※前年度からの変更事項

- ・特にありません。（年次更新のみ）

□ 卓越研究員候補者の選考のための審査は、独立行政法人日本学術振興会に設置する「卓越研究員候補者選考委員会」において実施。

卓越研究員候補者選考委員会

申請者要件の
適合性確認

書面審査

文部科学省

卓越研究員
候補者の決定※

※一覧化公開ポストを提示した研究機関には、平成30年7月初旬を目途に候補者リスト等を送付(予定)

書面審査における主な審査の観点

- ① 我が国の科学技術・学術研究や科学技術イノベーションの将来を担う優れた研究リーダーとなることが期待できること
- ② 世界水準の研究力を有し、新たな研究領域等の開拓が期待できること
- ③ 研究目的及び研究計画が明確かつ具体的であり、優れていること
- ④ 産学官の研究機関で活躍し得る意欲や柔軟性を有すること

※卓越研究員候補者の多様性（分野、性別等）等を考慮

※前年度からの変更事項

・特にありません。

- 各研究機関と申請者との間で、個別交渉（＝当事者間交渉）を行っていただきます。これは、**当事者間で直接又はJREC-IN Portal等を介して連絡**を取り合うことを想定しています。
- 各研究機関からのポスト提示の際、ポストごとに申請書に「事前連絡」（後述）の要否や選考プロセス等の概要を記載していただきますが、**選考プロセスが公正で透明性の高いものとなるよう配慮**してください。なお、ポスト一覧化公開後、選考プロセス等を更新していただくことも可能ですが、申請（予定）者の不利益とならないよう、ご留意願います。
- 当事者間交渉にあたって、文部科学省又はJSPSより、卓越研究員候補者の決定後、**候補者一覧について、ポストを提示した全ての機関への配付を予定**していますが、文部科学省及びJSPSより、**特定候補者の特定機関への紹介・斡旋等の行為は一切行いません**。
- 詳細については、事前連絡に関することを含め、一覧化公開したポストを提示した機関や申請者に対して、文部科学省又JSPSより追って連絡することを予定しています。

- 当事者間交渉について、ポストの一覧化公開後であれば、卓越研究員候補者の決定前であっても、申請（予定）の研究者と一覧化公開されたポストを提示した機関は、個別に連絡を取り合うこと（＝事前連絡）が可能です。ただし、研究者の申請期限終了（平成30年4月26日）までは、内定等を行わないようにしてください。
- 研究機関はポストを提示する段階で、ポストごとに事前連絡の要否等を明記する必要があります。
- 原則として、卓越研究員候補者の決定前であれば、事前連絡を必要とするポストから、事前連絡を不要とするポストに変更することも可能です。
※ただし、事前連絡を不要とするポストから必要とするポストへの変更は、申請者にとって不利益が生じる可能性があるため、不可とします。

⑤ 当事者間交渉（事前連絡を含む）

時期	1月26日～ 4月6日	3月26日～ 4月26日	5月～6月	7月上旬～
卓越研究員事業の 状況	研究機関による ポスト提示	研究者による 申請	JSPSによる 審査	研究機関及び候補者に よる当事者間交渉 文部科学省による 卓越研究員の決定・補助 金の交付
一般的なプロセス		公募等		採用決定等
卓越研究員事業の 主なプロセス	ポストの一覧化公開		卓越研究員候補者の決定	卓越研究員 の決定
事前連絡を 必要としない場合	事前連絡不要ポストとして提示		候補者と当事者間交渉	届出 → 卓越研究員 の決定
事前連絡を 必要とする場合	事前連絡必要ポストとして提示	一覧化公開後 事前連絡可能	申請者と当事者間交渉 内定は申請期限後	成立 → 届出 → 卓越研究員 の決定
ケース1		事前連絡	内定	(候補者の場合) 成立 → 卓越研究員 の決定 (候補者にならなかった場合) 独自採用等
ケース2			内定に至らず 事前連絡不要ポ ストに変更可能	候補者と当事者間交渉 → 成立 → 卓越研究員 の決定
ケース3		事前連絡で希望者を絞り込み		絞り込んだ候補者と 当事者間交渉 → 成立 → 卓越研究員 の決定

⑤当事者間交渉（研究機関に提供する申請者情報）

- 当事者間交渉が円滑に進むよう、卓越研究員候補者決定後に、当該候補者のリスト及び申請者情報について、一覧化公開されたポストを提示した研究機関に送付します。（7月初旬予定）
- また、申請段階において、ポスト提示機関へ申請者情報を提供することに同意した者については、候補者決定前に提供します。（5月初旬予定）
- 提供する申請者情報については、研究者_様式1及び研究者_様式1（別紙）です。

※前年度からの変更事項

- ・事前連絡への活用のため、候補者決定前に、同意があった申請者に限り、申請者情報を提供することとしました。

(Q) 「透明・公平な選考プロセスを行ってください。」とあるが、具体的には、どのようなプロセスを経る必要があるのか。

(A) 申請者にとって、公正で透明なプロセスである必要があります。

例えば、選考に当たっては、当該ポストの属する組織（研究室、研究科等）のみではなく、機関本部も当該選考の判断に加わる必要と考えています。

また、事前連絡の要否を明示し、本事業へ申請した後、ポストの一覧化公開がなされた時点において、既に採用者が決定しているポスト等については、公平性を満たしていないと考えています。

卓越研究員としての決定

卓越研究員候補者について、一覧化公開されたポストを提示した研究機関との当事者間交渉を経て、**平成30年9月末までに当事者間交渉が完了し、平成30年度中に雇用が開始される場合、平成30年度の卓越研究員（100名程度（予定））として、文部科学省が決定**します。

※平成29年度実績：**70名を卓越研究員として決定（平成29年11月末現在）**

補助金による支援（支援を希望する機関のみ）

- ① 卓越研究員の研究費（2年間）
一人当たり各年度600万円（人文学・社会科学系は400万円）を上限
- ② 研究環境整備費（5年間）
各研究機関に在籍する卓越研究員の数に支援単価（※）を乗じた額を上限

※ 1～2年度目：200万円（条件を満たした場合、追加支援あり。次ページ参照）
3～5年度目：200万円

⑥「卓越研究員としての決定」及び「補助金による支援」

※前年度からの変更事項（1～2年目の研究環境整備費）

29年度	卓越研究員決定		一覧化公開ポストでの卓越研究員以外の若手研究者の雇用
		企業とのクロスアポイントメントの場合	
以下を除く若手研究者	300万円	300万円	-
人文社会科学	200万円	200万円	
海外研究者	300万円	300万円	



30年度	卓越研究員決定		一覧化公開ポストでの卓越研究員以外の若手研究者の雇用
		企業とのクロスアポイントメントの場合	
以下を除く若手研究者	200万円	400万円	+100万円×(人数) ※ただし(人数)の上限値は卓越研究員決定数
人文社会科学	200万円	400万円	
海外研究者	300万円	600万円	

(Q) 研究環境整備費は、どのような目的・用途であれば使用できるのか。

(A) 研究環境整備費は、卓越研究員を中心とした**若手研究者が安定かつ自立して研究を遂行する体制を構築するための経費**です。

研究環境整備費については、リサーチ・アシスタントの雇用やメンターの登用、共同利用の研究機器等の購入・修理、卓越研究員の評価を行うための会議開催のための経費等、卓越研究員本人や、卓越研究員を含めた複数の若手研究者の研究等を支援するための経費を想定しています。

また、計上する費目は、公募要領の別表-2（P.30）の範囲に限られます。

(Q) 卓越研究員が、民間企業において研究チームに所属して研究を実施する場合、どこまで補助金（研究費）を使用することができるのか。

(A) **研究チームにおける卓越研究員の関与の度合い等に応じて、個別に判断**することになります。

例えば、卓越研究員が研究チームのリーダー、研究代表者などの立場で、当該研究チームにおいて自立して研究に従事できる場合、**当該研究チームにおける研究を補助する研究補助者の人件費など、当該研究チームの研究活動に対して、本事業による卓越研究員に対する研究費（補助金）を使用することができます。**

他方、卓越研究員が研究チームの構成員の一人にすぎず、**当該研究チームの中で自立して研究に従事することができない場合、当該研究チームの研究活動に対して、本事業による卓越研究員に対する研究費（補助金）を使用することはできません。**

支援機関の事業評価

- 研究費等に係る補助金の支援を受ける研究機関においては、卓越研究員を雇用した初年度を起算とし、3年度目及び5年度目（それ以降は、卓越研究員が在籍する限り、3年度目ごと）に、事業の実施状況等に関する成果報告書を速やかに作成し、文部科学省が指定する機関を通じて、文部科学省に提出してください。
- 成果報告書に基づき、当該報告書の提出された翌年度に事業評価を実施します。

卓越研究員のフォローアップ等

- **卓越研究員として決定された場合、氏名、研究分野及び雇用研究機関**を文部科学省のHP等を通じて、公表します。
- 我が国の科学技術イノベーション人材育成の推進や卓越研究員事業の充実等を図るため、**研究機関及び卓越研究員本人に対して、卓越研究員の決定年度及びその後の10年程度の間、卓越研究員の研究活動状況等について調査**を行いますので、ご協力願います。また、**本事業に申請した研究機関、研究者にも、アンケート調査**を行う予定ですので、ご協力願います。これらを踏まえ、卓越研究員の活動状況を文部科学省等のHP等を通じて、公表します。